

議事要旨(1)企業結合基準公開草案第5号「事業分離等に関する会計基準(案)」及び企業会計基準適用指針公開草案第8号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針(案)」のコメント紹介及び適用時期について

初めに、秋葉統括研究員から、資料「審議事項(1)-1 主なコメントの概要と対応案(事業分離)」に基づき、公開草案に対して寄せられた事業分離に関する主なコメントとその対応案について説明が行われた。これに対する委員等からの意見はなかった。

次に、布施専門研究員から、資料「審議事項(1)-5 今後の日程」に基づき、年内に基準及び適用指針を議決予定であることが説明され、続けて、資料「審議事項(1)-2 主なコメントの概要と対応案(企業結合)」に基づき、企業結合に関する主なコメントとその対応案のうち主要なものについて説明が行われた。

続けて片山専門研究員より、資料「審議事項(1)-3 適用時期の記載」及び「審議事項(1)-4 企業結合・事業分離会計基準の適用時期の整理」に基づき、当該会計基準の適用時期は平成18年4月1日以後開始事業年度から適用とされ、事業年度を基準としているが、会社法の施行期日は、事業年度にかかわらず一定日時点で区切ることにより生じる両者の適用時期のギャップに以下のように対応し、適用指針に記載する案について説明が行われた。

- ・ 類型A：3月決算会社
会計基準は適用されるが、会社法は適用されない期間がある場合、当該期間においては、旧商法の範囲内で会計基準を適用する。
- ・ 類型C：5月決算会社から2月決算会社
会計基準は適用されないが、会社法は適用される時期がある場合、当該期間においては、会社法に関する法務省令に準拠することになり、また、会計基準を適用することは可能である。

これらの説明後、企業結合に関するコメント対応について以下のような意見があった。

- ・ のれんの償却方法は定額法に限られないという記載へのコメント対応として、削除を検討しているが、以前の専門委員会で削除しないこととしたのではないか。
- ・ のれんの減損の取扱いの記載を追加するにあたり、対応案の文案は再検討すべきではないか。
- ・ 共同支配要件を満たすとする拒否権の但し書きの扱いを削除すべきというコメントは、判定が難しいという理由だけであるならば、対応する必要はないのではないか。
- ・ 会計基準適用時点で共同支配要件を満たしている子会社をこれまで連結していた場合は、適用にあたって遡及修正しないということでもいいのか。

また、適用時期については、以下のようなコメントがあった。

- ・ 類型Aにつき、旧商法の範囲外となるものの例示を適用指針で行わない理由は何か。
- ・ 適用時期の記載は結論の背景ではなく本文に記載すべきではないか。

- ・ 適用時期については複雑であるので適用指針にわかりやすく記載すべきではないか。
- ・ 例えば、平成 17 年 10 月開始事業年度の会社等は、当該事業年度は会計基準は適用されないと考えているので、会社法施行期日以後は会社法に関する法務省令に準拠すると適用指針に記載するのであれば、法務省令に違反する場合の例示を明示しないと実務は混乱するのではないか。
- ・ 類型 C は会計基準を適用可能としているが、案件ごとや会計処理ごとに任意に会計基準を適用することができるという意味か。
- ・ 類型 C の会社が、会社法施行期日後を企業結合日とした持分プーリングによる処理を行う場合、会計基準の適用前の時期となる期首（みなし結合日）に遡及して連結財務諸表を作成するということになるのか。

これらの意見を踏まえ、専門委員会等において検討を行うこととされた。

以 上